

奈良県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和二年八月十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 天理王寺線
- 三 道路の区域

路線番号		区間		区域変更の前後別		敷地の幅員のメートル		延長のメートル		備考	
3 6		磯城郡川西町大字 結崎一四七三―三 地内		前	後	一一・〇	一一・五	九・二	九・二		

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和二年八月十一日